

昭和56年7月5日587号

② 千代田 区のおしらせ

東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102



第三十一回
社会を明るくする運動
七月一日～三十一日



防ごう非行 助けよう立ち直り

社会福祉の充実のために

寝たきり老人や乳幼児の緊急一時保護・保育

いよいよ8月から実施

区では、社会福祉の充実のために、ことしの五月から実施した心身障害者の方への「療養サービス」に引続き、八月からは、「寝たきり老人の緊急一時保護」と「乳幼児の緊急一時保護」を実施します。これらの事業は、区が今後取組んでゆく課題と、それを具体的に進めるために策定した「実施計画（昭和五十五年度～五十七年度）」にもりこまれていた事業で、今年度から新たに実施するものです。この「寝たきり老人の緊急一時保護」とは、寝たきりのおとしよりを自宅で介抱し、看護しているご家族の方が、病氣などでおとしよりの世話ができなくなったとき、区と契約した病院でおとしよりを一時的に保護し、世話をする制度です。

また、「乳幼児の緊急一時保育」とは、母親が病氣や出産などで、就学前の子どもさんを保育することができなくなり、代りに世話をする家族もいないとき、区と契約し

たベビーシッター（子守をするひと）が、その家庭に出向き、母親に代って一時的に子どもさんの世話をする制度です。これらの制度についてのくわしい内容などは、次号の「区のおしらせ」でお知らせします。

なお、「寝たきり老人の緊急一時保護」は、厚生部福祉課老人福祉係、「乳幼児の緊急一時保育」は、厚生部管理課児童係が、担当窓口となります。

ご協力ください 事業所統計調査

七月六日から実施

七月一日から、全国いっせいに「事業所統計調査」が実施されています。この調査は、三年ごとに行われ、全国のすべての事業所（会社、工場、店舗、学校、神社、病院など、ひとが働いている場所）を対象として、事業の種類や従業者数など、事業所についての基本的な事項を調査するものです。

この調査の結果は、国の産業構造を明らかにして、国や地方公共団体などにおける各種行政施策の基礎資料などに広く利用される、たいへん重要な統計調査です。なお、東京都では、都議選の関係で七月六日から調査を実施します。調査員が、調査票の記入をお願いいたしますので、調査の重要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

問合せ 区民課統計調査係

国民健康保険証 8月から新しくなります

八月一日から、国民健康保険の保険証が新しくなります。新しい保険証（白茶色）は、七月中にお送りします。

八月一日以降、診療を受けるときは、この新しい保険証を病院に持参してください。

問合せ 国民健康保険課資格付係

7・8月の千代田荘

利用は2室8名まで

夏休みに入ると、これも連れて千代田荘を利用されるご家庭が、非常に多くなります。

そこで、なるべく多くのみなさんに利用していただくため、つぎの期間は、箱根・湯河原千代田荘とも、一室帯二室八名（二泊）ま

でに制限します。

申込みの際、ご注意ください。

二室までに制限する期間

七月二十日（月）～八月三十一日（月）
なお、毎月二十二日から、予約取消しなどによる空室についての予約を、毎日電話で受付けています。どうぞ、ご利用ください。

問合せ 区民課区民係

第二回 区議会定例会終る

第二回区議会定例会が、六月三日から十二日まで開かれ、区から提出した三議案は、いずれも原案どおり可決されました。

議決された区提出議案

昭和五十六年度東京都千代田区一般会計補正予算第一号

神田保健所庁舎改築経費の追加

六千八百二十三万二千元

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する

条例の一部を改正する条例

特別区道の路線の廃止について

有楽町二丁目三番一先から有楽

町二丁目一番二先までの路線を

廃止するもの

さらに、議員提出議案について

審議され、四件が原案どおり可決

されました。

議決された議員提出議案

・郵便貯金の現行制度を守るための意見書

・少年野球場確保に関する意見書

・北の丸公園に区営野球場を設置する要望についての意見書

・「江戸東京博物館」の誘致に関する意見書

このほか、請願・陳情が審議され、五件が採択されました。

区長にひとこと
電話でどうぞ

「ハイ！区長です」

☎264-0151

毎月1日と15日 午前10時～11時30分

区政に対する意見・要望・提案など
がありましたらお気軽にどうぞ。

7・8月の千代田荘

利用は2室8名まで

夏休みに入ると、これも連れて千代田荘を利用されるご家庭が、非常に多くなります。

そこで、なるべく多くのみなさんに利用していただくため、つぎの期間は、箱根・湯河原千代田荘とも、一室帯二室八名（二泊）までに制限します。

申込みの際、ご注意ください。

二室までに制限する期間

七月二十日（月）～八月三十一日（月）

なお、毎月二十二日から、予約取消しなどによる空室についての予約を、毎日電話で受付けています。どうぞ、ご利用ください。

問合せ 区民課区民係

東海地震

を想定して 九月一日 震災訓練

東海地震が話題となつて以来、幸いにも、東京地方には、大きな地震は発生していません。しかしいつ起きるか予想できないのが、地震の恐しさです。

それだけに、常日頃からの心構えと、準備が必要です。そこで、今号から、四回のシリーズで、東海地震対策を中心に、ことしの防災訓練についてお知らせします。

東海地震とは

第一級の地震とは、マグニチュード(M)が、およそ8以上の地震を指し、わが国およびその周辺では、約十年に一回ぐらいの割合で起きています。このような大規模な地震は、巨大地震と呼ばれそれらの多くは、日本列島の太平洋側の沖合で起きています。

しかも、長い間の経験から、ほぼ同じような所で、繰り返し起きる」ということがわかっています。

東海沖、南海沖を震源地とする巨大地震は、百年ないし百五十年の間隔で繰り返し起きています。

東海沖から駿河湾にかけての地域では、安政地震(二八五四年)以来、百二十年が経過し、この地域の過去の起り方からみて、そろそろつぎの地震が起きてても不思議ではないと考えられています。

地震予知体制とは

東海地震については、現在、地震の直前予知体制がとられていません。それによると、観測地から送られる各種観測データに異常が現われた場合、直ちに地震予知判定会が開かれ、地震予知情報にもとづき、警戒宣言が出されることになっていきます。

警戒宣言とは

異常なデータが観測されると気象庁長官が地震予知判定会を開き、その席で、大規模な地震が発生するおそれがあると判定すると、内閣総理大臣に報告、それを受けて、内閣総理大臣が、警戒宣言を出すことになっていきます。

宣言の内容は

地震発生のおよその時期、地域、規模、震度および、警戒態勢の呼びかけ、それに、警戒宣言の根拠となった情報、などです。

ことしの防災訓練

ことしの防災訓練は、九月一日に東京都および周辺の県と合同で行われる予定です。

訓練の内容は、予知対応型と発災対応型で、千代田区では、この両方の訓練を実施することになっています。

予知対応型訓練とは

警戒宣言が出された場合、どの

65歳以上のひとに

医療費を助成

七月から新しい医療証

おとしよりが、健康保険証を使って診療を受けたとき、その医療費を助成する制度があります。

この制度には国と都の制度があり、国の制度では七十歳以上のひとに「**①老人医療費受給者証**」を、都の制度では六十五歳以上のひとに「**②医療証**」を渡しています。なお、この医療費の助成制度には、所得制限があり、本年度の所得制限額は別表のとおりです。

七月から

新しい老人医療証

七月一日から、この老人医療証が新しくなりました。新しい医療証は、対象となるひと

ように対応するかという訓練です。区内全域を対象に、防災行政無線を使い、サイレンを鳴らします。

発災対応型訓練とは

災害が発生した時の訓練で、迎賓館周辺、永田町、霞が関地区を広域避難場所とする地域を対象に避難訓練などを行う予定です。

問合せ 環境部防災課



に郵送しましたので、継続して治療を受けているひとは、新しい医療証を必ず病院などの窓口に掲示してください。

なお、有効期限の過ぎた医療証は使えませんので、お手数ですが、出張所が福祉課までお返しください。

医療費の助成が

受けられないひと

つぎのひとは、医療費の助成が受けられませんので、老人医療証は郵送していません。

- ・ 社会保険の本人
- ・ 所得制限基準額を超えているひと
- ・ 所得が不明のひと
- ・ 健康保険に加入していないひと

●老人医療証所得制限基準額表(56.7.1-57.6.30)

| | 扶養親族数 | ②医療証(65歳以上) | ①受給者証(70歳以上) |
|----------------|-------|-------------|--------------|
| 本 人 | 0人 | 1,662,000円 | 1,086,000円 |
| | 1人 | 2,012,000円 | 1,436,000円 |
| | 2人 | 2,302,000円 | 1,726,000円 |
| 配偶者及び 扶養義務者 | 0人 | 制限なし | 5,733,000円 |
| | 1人 | | 5,982,000円 |
| | 2人 | | 6,195,000円 |

※給与所得者の場合は、給与所得控除後の額、それ以外のひとは総収入額から必要経費を差引いた額。

や不明のひと
生活保護を受けているひと
こんなときには
お知らせを

つきのようなときには、ご連絡ください。
・ 社会保険の本人になったとき
・ 国民健康保険に新しく加入したとき
・ 加入している健康保険の種類や内容に変更があったとき
・ 生活保護を受けはじめたとき
問合せ 福祉課医療助成係

青少年の健全な成長を願って



防ごう非行助けよう立ち直り 社会を明るくする運動

7月1日～31日

最近の青少年の非行は、増加の一途をたどるとともに、低年齢化が一層進み、特に中学生の非行が目立ちます。

そして、ごく普通の家庭の青少年や女子の非行が増えるなど、新たな問題をはらんでいます。

また、その非行の内容も年々多様化し、学校内や家庭内での暴力事件の多発や、シンナーや覚せい剤などの薬物乱用事件の増加、暴走族少年の悪質化、凶悪化の傾向がみられます。

非行の防止は家庭から

この非行の「芽」は、「うちの子に限って」という親の気持ちとは裏腹に、すべての子どもたちが持っています。

非行防止には、ふだんから子どもの生活を注意深く見守りながら、非行の「芽」を早いうちにつみとっていくことが大切です。

そして、とくに家庭にあっては、心の通った親と子の交流をふだんから積み重ね、親が子どもといつも本音で話し合える家庭環境をつくるのが、子どもたちを非行から守るうえで一番の近道ではないでしょうか。

地域ぐるみの理解と協力

青少年の非行を防止するためには、健全な家庭環境をつくると同時に、健全な社会環境をつくることも必要です。それには、区民のみなさんひとりひとりの理解と協力がなければなりません。

そこで、区では「社会を明るく

夏休み!

心みがき、からだをきたえて
有意義に過ごしましょう

子どもたちが、待ちに待った夏休みも、もう間近です。

夏休みは、子どもたちが、自分で考えて行動したり、いろいろな経験を積むよい機会です。

学校では、子どもたちが夏休みを有意義に過ごせるよう、子どもひとりひとりと相談して、そのことにも適した課題を決め、生活と学習の計画を立てています。

一方、夏休みは、解放感や気のゆるみから、とかく生活が乱れ、悪い習慣やくせが身につくやすくなります。

この時期は、遊びによる事故や交通事故ばかりでなく、誘いかい事件なども増えています。

そこで、家庭だけでなく地域の

「する運動」実施委員会を組織し、運動期間中に、「映画と講演会」、出張所ごとに映画や座談会を行う「ミニ集会」など、いろいろな行事を開催します。

地域のみなさんの積極的な参加をお待ちしています。

映画と講演会 七月三十日(木)、午後一時三十分から 区役所十階

会議室 映画「雪融け」など

問合せ 「ミニ集会」の日程など、

くわしいことは、厚生部管理課

または福祉課へ。

なさんも子どもの言動に十分気を配っていただくようお願いいたします。

夏休みも終り、二期期が始まる九月には、すべての子どもが、夏休みの楽しい思い出と成果をもって、元気な姿で登校してほしいと願っています。

そこで、規則正しく、充実した夏休みをすごすため、つぎのようなことに心がけましょう。

事故に気を付けて 楽しい生活を

- ・ 進んでスポーツを楽しみ、体と心をきたえよう
- ・ ルールを守り、交通事故にあわないようにしましょう
- ・ 知らないひとのさそいや性的な

いたずらに気をつけよう
・ 外出するときは、行き先や帰宅時間を家の人に伝えてからでかけよう

・ 子どもだけの遠出や、夜の外出はやめよう

・ キャンプ、海水浴、登山、旅行先では、事故にあわないよう気をつけよう

計画的な生活と 学習を心がける

・ 一日の生活予定表をつくり、必ず実行しよう

・ 夏休みでなければできない自由研究や自然観察をしよう

・ 長い休みを利用して、苦手な科目の復習や読書をしよう

家庭や社会の一員として 自覚と責任を

・ 家事を分担したり、家族で協力し合い、温かい家族のふれ合いを深めよう

・ ラジオ体操や町内子ども会など学校や地域の行事に進んで参加し、仲良く協力し合おう

非行の防止は地域ぐるみで

- ・ 清潔できちんとした服装と正しい言葉づかいを心がけよう
- ・ 金銭のむだづかいや、盛り場、ゲームセンター、遊技場などへの出入りはやめよう

区立総合体育館を無料開放

夏休み中、区内在住の小・中学生に



利用できる種目と日時

- ・プール 火曜、金曜日 午前九時～十一時、正午～午後二時、午後三時～五時(小学生は、保護者の付添いが必要です)
- ・卓球 火曜・木曜日、午後一時～五時
- ・バドミントン 火曜日、午後一時～五時
- ・バレーボール 木曜日、午後一時～五時

なお、区民利用カードは、総合体育館の事務室の窓口で発行していますが、手続きの際に、住所を確認できるものを持参してください。いつでも受付けています。

問合せ 総合体育館 ☎256-1844

区の総合体育館では、夏休み中、区民利用カードを持参した区内の小・中学生を対象に、体育館を無料で開放します。

去年までは、優待券を発行し、体育館の施設を一回だけ無料で利用できましたが、ことしからは、何度でも利用できるようになりま

す。

無料で利用できる種目とその曜日、時間はつきのとおりです。

利用できる期間
七月二十一日～八月三十一日

対象 区民利用カード持参の小・中学生

千代田区ビデオ広報

わがまち
千代田

第16号(7月号) 7月9日放映開始

- 鎌倉臨海学園の紹介
●山王祭り
●手話で話そう—手話講習会—
●さあ、夏だ
- 主な内容

チビッコたちの水遊びに

7月21日から

こどもの池を開設

小学校に入る前のチビッコたちが、楽しく水遊びのできる「こどもの池」が、ことしも七月二十一日(火)らオープンします。

深さは、どの池も三十センチ前後ですから、小さなこどもさんでも安心して遊べます。



また、それぞれの池には、トイレとシャワーがついています。

「こどもの池」がある公園 東郷元帥記念公園、神田児童公園、芳林公園、和泉公園、千鳥ヶ淵公園(半蔵門際)

利用できる期間 七月二十一日(火)

から八月三十一日(月)までの毎日利用できる時間 午前十時から正午までと午後一時から四時まで(毎週月曜日の午後二時からは、清掃・点検のため利用できません)

利用できることも 小学校に入學する前のこども(大人のひとの付添が必要です)

●利用するときの注意

こどもの池を利用するときには、

- ・つきごのことに注意してください。
- ・池に入る前にきちんと用便をすませ、シャワーで体をよく洗いまししょう
- ・水に入る時は準備体操を忘れずにしませしょう
- ・体の調子がおかしいときは、水遊びはやめませしょう
- ・係の人の指示には必ず従いまししょう

夏の風物詩 灯ろう流し

七月十四日(火)、夏の風物詩としておなじみの「戦没者追悼式」と「納涼灯ろう流し」がつきごのとおり行われます。

また、七月十三日(月)から十六日(木)まで、靖国神社境内で、納涼民踊のつどいも開催されます。

戦没者追悼式

戦没者の霊を慰めるため、しめやかにとり行われます。

とき 七月十四日(火)、午後六時三十分から(雨天のときは、十五日(水)に延期)

ところ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑

納涼灯ろう流し

暮れゆくお濠をわたってくる涼しい風。水面に揺らぐ、灯ろうの

納涼民踊のつどい

昼間の暑さを忘れて、踊りの輪に入ってみませんか。

とき 七月十三日(月)から十六日(木)までの四日間(雨天のときは中止)、午後六時三十分から

ところ 靖国神社境内(大村益次郎銅像周囲)

問合せ 商工課観光係

おしらせ

保健所だより



風しんの抗体検査

麴町・神田保健所では、風しんの抗体検査(血液検査)を行っています。

とき 毎週月曜日、午前9時～10時30分

ところ 麴町・神田保健所

対象 希望する区民

申込み・問合せ 麴町保健所 ☎212-7814 か神田保健所 ☎291-3641へ。

療育相談

とき 7月23日(木)、8月20日(木) 午後2時～3時

ところ 麴町保健所

内容 専門医による相談と診察

対象 身体に障害があるかそのおそれのある乳幼児

申込み 麴町保健所 ☎212-7814

食事療法の相談

とき 7月24日(金)午前10時～午後3時

ところ 麴町保健所分室

対象 食事療法を必要とするひとやその家族5名(先着順)

申込み 麴町保健所 ☎212-7814

精神衛生相談(予約制)

家庭や職場での対人関係の悩みなど、精神上の問題に、専門医が相談に応じます。

相談日 7月23日(木)、8月27日(木) 午後1時30分～3時

ところ 麴町保健所

申込み 麴町保健所 ☎212-7814

家庭看護教室

とき 8月14日(金)午後1時30分～3時

ところ 富士見区民会館

内容 乳幼児の救急看護

対象 区民で希望するひと

申込み 麴町保健所 ☎212-7814

子宮がん検診

とき 8月19日(水)午後1時

ところ 東京都がん検診センター

対象 区内に住む30歳以上の女性25名(先着順)

申込み 麴町保健所 ☎212-7814

胃の集団検診

とき 8月13日(木)午前9時～10時

ところ 東京都がん検診センター

対象 35歳以上の区民26名(先着順)

申込み 神田保健所 ☎291-3641

児童館だより



四番町児童館 ☎334-3084

映画会 7月18日(土)午後3時から 「ニルスのふしぎな旅」

夏まつり実行委員募集中! くわしくは児童館へ。

富士見児童館 ☎282-1040

デイキャンプ 7月23日(木) 名栗川(埼玉県飯能)

対象は、小学生以上。先着40名。参加希望者は、児童館へ申込みを。

神田児童館 ☎253-6021

映画会 7月15日(水)午後2時から 「南海の漂流」、25日(土)午後2時から 「雪ん子」

総合体育館 ☎256-8444

区立総合体育館 第3日曜日は区民無料開放日

7月は19日です

ご家族おそろいで、水泳や卓球などをお楽しみください。

老人福祉センター

映画会 7月25日(土)午後1時30分から 上映作品「歌舞伎の魅力」

「舞踊」あしたの空は青い空

話し方教室と写真教室

話し方教室 「ひとの前でうまく話せない」と思っているひとは、ぜひ、ご参加ください。

とき 7月25日(土)、29日(木)、8月1日(日)、5日(水)、8日(土)、12日(水)、19日(水)、22日(土)(延8回)

午前10時～正午

写真教室 よい写真をとるコツを教えます。

とき 7月28日から8月25日までの毎週火曜日(延5回)

いずれも、区内に住む60歳以上のひとを対象に、定員は各30名で、受講料は無料(教材費のみ自己負担)です。

申込み 7月7日(火)から先着順にセンター窓口で(センターを初めて利用される方のみ電話で受付)

盆おどりとスイカ割り大会

「東京音頭」「炭坑節」などのよく知っている曲で踊ります。踊りのあとは、スイカ割りでお楽しみください。

とき 8月11日(火)午後1時30分から

なお、8月1日(土)と8日(土)の午後1時30分から、練習を行います。

センターのついで

センターをより多くの方に利用していただくため、「センターのついで」を開催しています。

今回は、神保町出張所地区です。センターを利用したことのない

から

福祉事業資金として

金50万円

兵庫東西ノ宮市豊楽町13-23 原田慶司殿

身体障害者慈善事業資金として

金20万円

東京日比谷ライオンズクラブ 武尾三郎殿

青果物消費者サービスデー

7月16日(木)

青いノボリの八百屋さんで

豚肉消費者サービスデー

7月10日(金)

赤いノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー

7月8日(水・22日(水))

濃紺のノボリの魚屋さんで



募集します

食用植物について学ぶ

自然に生えている植物のなかには、私たちが知らない食べられる野草がたくさんあります。

そこで、夏休みの一日、自然に囲まれたなかで野草に関する知識を深めるとともに、食生活を豊かにすることを考えてみてはいかがでしょうか。

お子さんといっしょにご参加を。

とき 7月28日(火)午前8時45分

区役所前集合(9時出発)、午後4時30分区役所前帰着

見学先 横浜市緑化センター、横浜市子ども植物園

定員 親子で25組50名(先着順)

参加費 無料(弁当持参のこと)

申込み・問合せ 7月15日(水)、午前10時から商工課消費経済係に電話で申込んでください。

特別区職員の募集

特別区(千代田など23区)に勤務する職員をつぎのとおり募集しています。

職種・受験資格(学歴不問)

①保健婦(大学卒程度)

昭和12年4月2日から35年4月1日までに生まれたひとで、保健婦の免許を持っているひと(取得見込者も含む)



ごあんない

千鳥ヶ淵ポルト 7・8月は6時まで

7・8月の千鳥ヶ淵ポルト場の利用時間は、一時間延長して午後6時までとなります。

なお、乗艇券の発売は午後5時まで、また毎週月曜日は休場します。

利用できる時間

午前9時30分～午後6時

料金 30分200円、1時間400円

問合せ 商工課観光係

あなたの街で区民相談

区民のみならず、心配ごとや悩みごとで困ったとき、身近な場所へ相談に応じられるよう、番町区民会館で「移動区民相談」を実施

実施します。

とき 7月17日(金)午後1時から4時まで(受付は3時まで)

ところ 番町区民会館

相談内容 法律、交通事故、税務、人権・身の上、行政、区政一般

問合せ 広報課区民相談係

みんなでスポーツを

バスケットボール大会

とき 8月30日(日)、9月12日(日)、15日(火)(祝日)、23日(水)(祝日)、いずれも午前9時から(ただし、12日は午後1時から)

ところ 総合体育館主競技場

参加資格 区内在住・在勤者で編成したチーム

定員 男子26チーム、女子10チーム(先着順)

申込み・問合せ 8月1日(土)の午前9時から5日(木)までに社会教育課体育係に申込みを(在住者で編成したチームを優先して受け付けます)

国民年金

国民年金について

国民年金の保険料を納めているひとが、病気やケガなどによって障害をうけ、日常生活を送るのに著しく支障が生じたとき、その障

60歳以上の区民の方、どうぞおいでください。

とき・ところ 7月28日(火)午後0時30分から老人福祉センターで

なお、長寿会に入っていない方は、23日(木)までにセンターに電話か直接窓口で申込んでください。

区役所に用事のあるとき

保健所などの施設へかけるとき

どなたでもご利用ください

区立施設

巡回バス

青果物消費者サービスデー

7月16日(木)

青いノボリの八百屋さんで

豚肉消費者サービスデー

7月10日(金)

赤いノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー

7月8日(水・22日(水))

濃紺のノボリの魚屋さんで

福祉事業資金として

金50万円

兵庫東西ノ宮市豊楽町13-23 原田慶司殿

身体障害者慈善事業資金として

金20万円

東京日比谷ライオンズクラブ 武尾三郎殿

青果物消費者サービスデー

7月16日(木)

青いノボリの八百屋さんで

豚肉消費者サービスデー

7月10日(金)

赤いノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー

7月8日(水・22日(水))

濃紺のノボリの魚屋さんで

福祉事業資金として

金50万円

兵庫東西ノ宮市豊楽町13-23 原田慶司殿

身体障害者慈善事業資金として

金20万円

東京日比谷ライオンズクラブ 武尾三郎殿

青果物消費者サービスデー

7月16日(木)

青いノボリの八百屋さんで

豚肉消費者サービスデー

7月10日(金)

赤いノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー

7月8日(水・22日(水))

濃紺のノボリの魚屋さんで

| 7月の休日診療当番医 (内科) | | | | |
|-----------------|-----------------|-----------|---------------------|-------------|
| 診療時間：午前9時～午後10時 | | | | |
| 12日 | 九段坂病院 ☎262-9191 | 九段南2-1-39 | 神田司町クリニック ☎295-2513 | 神田司町2-21-10 |
| 19日 | 小川医院 ☎261-1413 | 飯田橋1-10-7 | 西神田診療所 ☎262-5362 | 西神田2-3-2 |
| | 同和病院 ☎251-2141 | 神田淡路町2-8 | | |
| 26日 | 五味医院 ☎261-6580 | 麴町1-7 | 遠藤医院 ☎295-1013 | 神田錦町1-8 |

・健康保険証は必ずお持ちください。
 ・受診するときは、あらかじめ電話で問合せてください。
 ・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へ。

夜間・休日の急病は 東京都衛生局夜間・休日案内所 ☎216-4828
 消防庁テレホンサービス ☎212-2323

官公庁だより

公害防止管理者講習会(東京都)

東京都公害防止管理者の資格が得られる講習会が開催されます。

講習の種類 1、3級の資格講習

2、3級の一般講習

受講資格 都内在住・在勤者で、7月12日現在満20歳以上のひと(資格講習には、さらに特定の資格が必要です)

講習日 7・8月の都が指定する日

会場 全国印刷工業組合健康保険会館

受講料 2千600円～3千円

申込み 7月13日(月)～15日(水)、有楽町電気ビル北館17階AB会議室

問合せ 環境保全局総務部指導研修課 ☎214-7411 内線232・233

献血に協力を

7月23日(木)、秋葉原駅西口構内で、赤十字奉仕団の協力により採血を行います。ご協力を。

建設工事による被害を

受けないために

建設工事に伴う苦情のうちで最も多いものは、工事騒音に関するものです。

区では、工事を始める建設業者に対して、低騒音・低振動工法を採用すること、近隣住民に対しては作業方法を詳しく説明すること、そして、現場にはいつも工事責任者をおくこと、などを指導しています。

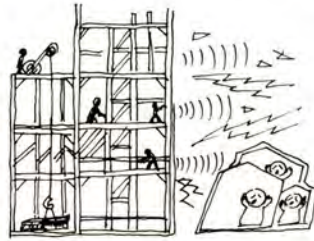
しかし、工事に対する苦情は、なかなか減りません。

工事の前には

十分な説明を受けましょう

そこで、区民のみならず、事前に施主や建設業者と十分に話し合いを行い、建設工事の騒音や振動に伴う被害が少なくなるように心掛けてください。

話し合いの際には、つぎのことに注意してください。



- ・ 施主、建設業者として現場責任者の住所、氏名、電話番号を確認しておくこと
- ・ 基礎工事の工法を知っておくこと
- ・ 工事の期間と一日の作業時間を知っておくこと

なお、施主や建設業者から工事について説明があるときは、面倒がらずに、また、知りたいことは遠慮せずに、詳しく聞くようにしてください。

そして、騒音や振動などの防止対策についての説明が不十分などときには、積極的に質問し、低騒音・低振動工法の採用などを要望してください。

工事内容や工法についてわからないときは、区の公害対策課または建築課にお気軽に二相談ください。

映画館・マーケットなど

特殊建築物の報告

提出は九月三十日まで

映画館や劇場など、多くのひとが利用する建物は、老朽化が激しかったり、構造や避難施設などに欠陥があると、地震や火災が発生したとき、大災害につながるおそれがあります。

そこで、こうした災害の発生を未然に防止するため、常日頃から良好な維持保全をはかることはもちろん、一定期間ごとに、建物の現状を報告することになっています。

● 報告が必要な建築物

| 用途 | 構造 主要構造部が 耐火構造のもの | その他の構造のもの |
|------------------------|-------------------------|------------|
| 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 | 100㎡をこえるもの | |
| 百貨店 | 3,000㎡をこえ、かつ、階数が3以上のもの | |
| マーケット | 1,000㎡をこえるもの | 300㎡をこえるもの |
| 公衆浴場 | 200㎡をこえるもの | |

ことは、上の表にある建築物が該当しますので、建物の所有者や管理者は、建築士などに調査を依頼して、報告書を提出してください。

提出期限 九月三十日(休)

提出先・問合せ 建築課構造審査係

エレベーター、電動ダムウェーターなど

検査を受けて報告を

エレベーター、エスカレーター、電動ダムウェーター(小荷物用や配膳用として使用する小型の昇降機)などを安全に使用するために、保守点検・整備など、日常の維持管理が大切です。

これを怠ると、思わぬ事故につながる可能性があります。

そこで、建築基準法では昇降機の安全性を確保するため、毎年一回の定期報告を義務づけています。

昇降機の所有者、管理者は、法定定められた検査を受け、その結果を報告してください。

提出先・問合せ 建築課設備審査係

町会だより(町会長の異動)

- 小川町二丁目南部町会(5・15)
新会長 宮越太米造氏
- 神田小川町2-3 291-7030
(旧会長 井上安雄氏)
- 外神田一丁目万世橋会(5・27)
新会長 小林徳馨氏
- 外神田1-16 10 293-2421
(旧会長 前田恒夫氏)
- 錦町三丁目町会(6・10)
新会長 関山景一氏
- 神田錦町3-15 291-5226
(旧会長 奥野博司氏)

納期のおしらせ

● 所得税第1期分
納期限は7月31日(休)です。

お送りした納付書で、近くの銀行または郵便局で納めてください。

納税には、便利な口座振替のご利用をおすすめします。

現在、口座振替で納税しているひとは、預金残高をお確かめください。

くわしいことは、税務署管理徴収部門に問合せください。

■ 税務署 ☎ 294-4551
■ 神田税務署 ☎ 294-4811

国際障害者年のシンボルマーク



2人の人間が連帯して手をとるあい、平等の立場から支えあっている姿を表現しています。

申込みは防災課まで



起震車じしん号
じしん号
のシンボルマーク
乗車記念に
差上げます